令和７年度整備主任者研修（法令）の実施について

山梨運輸支局長

道路運送車両法第９１条の３の規定に基づく同法施行規則第６２条の２の２第１項第８号の規定による令和７年度の整備主任者研修（法令）を下記のとおり実施いたします。

整備主任者に選任されている方は、全員もれなく受講されるよう手配してください。

記

１．受講対象者

整備主任者として選任されている者

ただし、自動車検査員と整備主任者を兼務している者及び、自動車検査員の資格を有する整備主任者であって、令和７年度の自動車検査員研修を受講した者は、本研修を受講した者として取り扱う。

２．研修実施日及び実施場所

・ 令和７年１０月２７日（月）、２８日（火）、３０日（木）
　　３１日（金）、
　　１１月１０日（月）、１１日（火）

名　称　一般社団法人　山梨県自動車整備振興会　研修センター
所在地　笛吹市石和町唐柏７９０
電　話　０５５－２６２－４４２２

、

３．受付時間及び研修時間　**午前及び午後**のいずれか

受付時間　午前９：００～９：３０　　午後１３：００～１３：３０
研修時間　午前９：３０～１２：１０　　午後１３：３０～１６：１０

４．当日持参するもの

整備主任者研修申込書（受講者氏名、認証番号、事業場名等を記入のこと）
整備士手帳をお持ちの方は、整備士手帳
筆記用具

当日、研修で使用するテキスト代金等（４，０００円）

　ただし、テキスト代金等については、下記の関東運輸局ホームページよりダウンロードし、印刷した資料（２冊必要）を持参した場合には、会場経費等として（２，０７０円）の負担となります。

教材ダウンロード用アドレス
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/seibishuninsha/index.html

５．修了証明
整備士手帳又は受講証に研修修了の押印をもって証明します。
※　手帳を忘れた方は後日研修の領収書にて押印しますので、領収書の紛失にはご注意ください。なお、手帳を紛失した場合は整備振興会にて再発行の手続きを受けてください。